○事業評価の（再評価・事後評価）の一般的な手続きの流れ

当社が実施する事業評価には、事業の執行段階に実施する「再評価」と、事業完成後に維持管理段階に実施する「事後評価」があります。

（道路事業の流れ）

事業着手

測　　量
設計協議
用地取得
工事実施

完成供用

事業の執行

維持管理

（事業評価の流れ）

再 評 価　　事業の継続又は中止を評価

（対象事業）

① 事業採択後３年間経過時点で未着工の事業
② 事業採択後５年間経過時点で継続中の事業
③ 再評価実施後３年間経過時点で継続中又は未着工の事業
④ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

再評価の視点
①事業の必要性等に関する視点
・事業を巡る社会経済情勢等の変化
・事業の投資効果
・事業の進捗状況
②事業の進捗の見込みの視点
③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

事 後 評 価　　事業の効果等について評価

（対象事業）

① 事業完了後一定期間（5年以内）が経過した事業
② 事後評価実施主体が改めて事後評価実施が必要と判断した事業

事後評価の視点
①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
②事業の効果の発現状況
③事業実施による環境の変化
④社会経済情勢の変化
⑤今後の事後評価の必要性
⑥改善措置の必要性
⑦同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

再評価とは

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るために導入されたもので、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。

[再評価の実施フロー図]

国土交通省所管事業

再評価対象事業の選定
①事業採択後、3年間が経過した時点で未着工の事業
②事業採択後、5年間が経過した時点で継続中の事業
③再評価実施後一定期間が経過した時点で継続中の事業等
④社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

↓

再評価に係る資料の作成
再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等を行う。

↓ ↔ **関係する都道府県・政令市の意見照会**

対応方針（原案）の作成
対応方針（原案）を作成し、事業評価監視委員会に提出する。

↓ ← 意　見

事業評価監視委員会の審議
中日本高速道路株式会社から提出された対応方針（原案）について審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは意見の具申を行う。

対応方針（案）の決定
中日本高速道路株式会社としての対応方針（案）を決定し、国土交通省に提出する。

↓

対応方針の決定
国土交通省は、中日本高速道路株式会社から提出された対応方針（案）に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。

↓

継続　　中止

↓

評価結果等の公表
評価結果、対応方針等を、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表する。

凡例 □：中日本高速道路株式会社が実施　■：国土交通省が実施

事後評価とは

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映することを企図するもの。

[事後評価の実施フロー図]

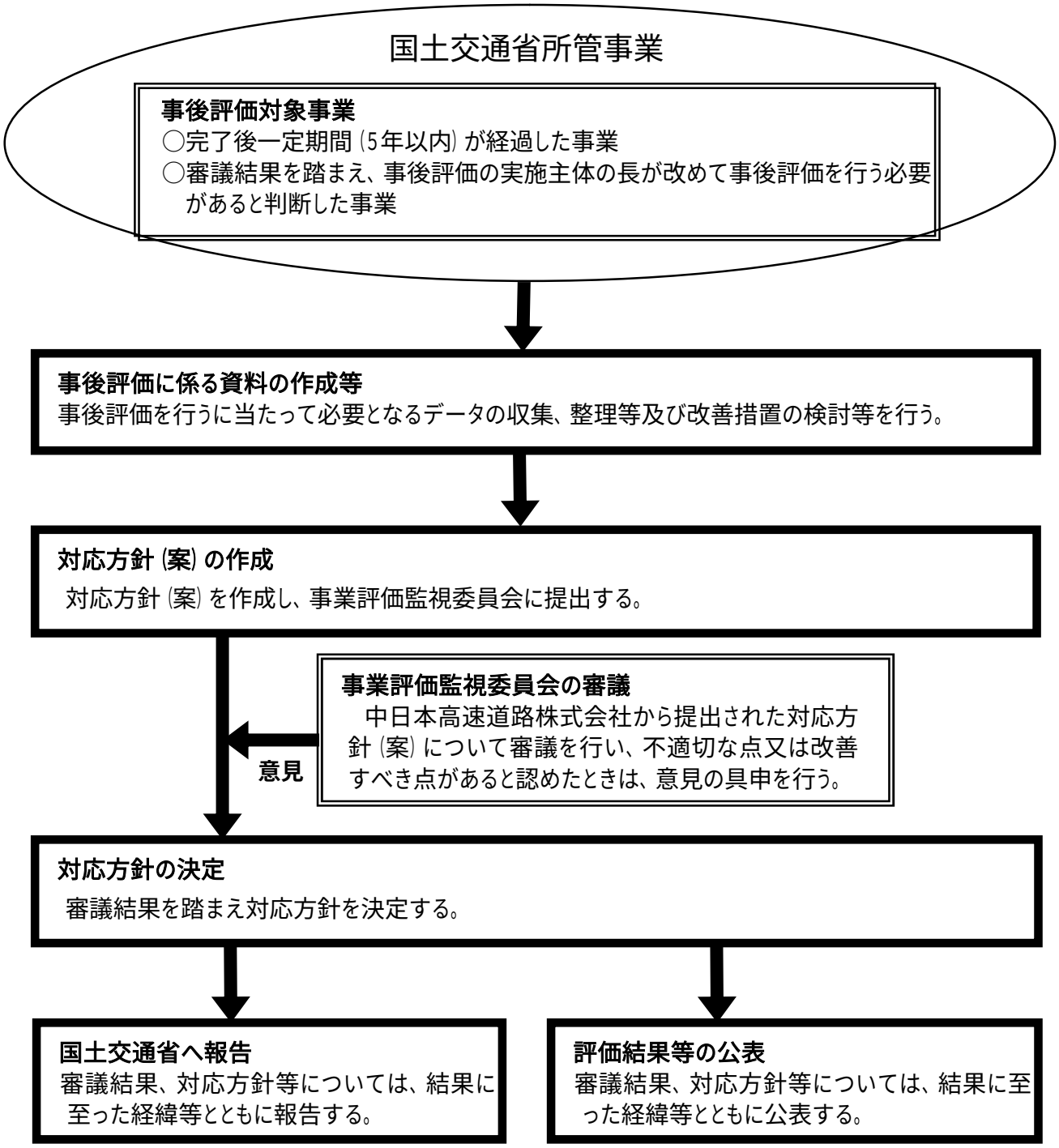

凡例 □：中日本高速道路株式会社が実施